

重要事務事業調整 説明資料

(第2回 配付資料)

第二小委員会

庄内南部地区合併協議会

目 次

部会名	分科会名	管理番号	事務事業名	ページ	備 考
住民生活 (3 9)	住民 (2)	021 - 034	手数料・使用料		第 1 回配付資料
		021 - 036	延長窓口		第 1 回配付資料
	生活 (1 1)	022 - 002	町内会連合会事務局事務(町内会長連絡協議会事務局事務)(駐在員連絡協議会事務局事務)		第 1 回配付資料
		022 - 004	町内会運営補助金交付事務(自治振興交付金)		第 1 回配付資料
		022 - 005	行政事務委託料交付事務(町内会長報酬等支給事務)(駐在員設置事業)		第 1 回配付資料
		022 - 008	町内会長報酬等支給事務(行政事務委託料交付事務)(駐在員設置事業)		第 1 回配付資料
		022 - 011	駐在員設置事業(行政事務委託料交付事務)(町内会長報酬等支給事務)		第 1 回配付資料
		022 - 015	コミュニティセンター管理運営事業		第 1 回配付資料
		022 - 016	郊外地域行政連絡業務委託事業	1	
		022 - 028	総合相談窓口設置事業	2	
		022 - 030	消費生活センター設置事業	4	
		022 - 037	斎場管理運営事業		説明資料なし
		022 - 039	斎場等使用料補助金交付事務		説明資料なし
		税務・国保 (1 5)	023 - 1001	個人住民税の均等割の税率	
	023 - 2002		都市計画税の税率		第 1 回配付資料
	023 - 2036		固定資産税不均一課税の税率 (国際観光ホテル整備法等関係)		第 1 回配付資料
	023 - 1001		個人住民税の納期		第 1 回配付資料
	023 - 2001		固定資産税の納期		第 1 回配付資料
	023 - 2002		都市計画税の納期		第 1 回配付資料
	023 - 3008		軽自動車税の納期		第 1 回配付資料
023 - 2002	都市計画税の課税区域			第 1 回配付資料	
023 - 2006	免除及び減免規定(固定資産税)			第 1 回配付資料	
023 - 3012	免除及び減免規定(軽自動車税)			第 1 回配付資料	

住民生活	税務・国保	023 - 3017	入湯税の税率及び課税免除		第1回配付資料	
		023 - 3024	国民健康保険税税制(税率・納期)		第1回配付資料	
		023 - 5016	検診事業		第1回配付資料	
		023 - 5025	出産育児一時金・葬祭費支給事務		説明資料なし	
		023 - 5204	単独事業の状況(福祉医療)		説明資料なし	
	環境 (6)	024 - 003	家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業		第1回配付資料	
		024 - 013	ごみ収集事業		第1回配付資料	
		024 - 014	清掃指導事業		第1回配付資料	
		024 - 017	指定ごみ袋作成販売事業		第1回配付資料	
		024 - 018	資源回収事業(報奨金・回収方法)		第1回配付資料	
		024 - 019	ごみ減量・リサイクル推進事業		第1回配付資料	
	消防防災 (5)	025 - 011	消防団組織体制維持管理		第1回配付資料	
		025 - 012	消防団員報酬、手当、退職報償金等交付事務		第1回配付資料	
		025 - 020	消防団分団交付金等		第1回配付資料	
		025 - 045	防災行政無線の再構築・防災行政無線保守管理・地域防災行政無線保守管理		第1回配付資料	
	健康福祉 (47)	健康 (20)	031 - 002	妊婦健康診査	7	
			031 - 014	4か月児健康診査	7	
			031 - 015	7か月児健康診査	7	
			031 - 016	9～10か月児健康診査	7	
			031 - 017	1歳児健康診査	7	
031 - 018			1歳6か月児健康診査	7		
031 - 019			3歳児健康診査	7		
031 - 037			ツベルクリン・BCG接種	8		
031 - 039			ポリオ予防接種	8		
031 - 040			三種混合予防接種	8		
031 - 041			麻しん・風しん・日本脳炎予防接種	8		
031 - 067			集団基本健診(健診項目、申込方法、対象年齢)		第1回配付資料	
031 - 067			集団基本健診(自己負担金)		第1回配付資料	
031 - 067			集団基本健診(免除制度)		第1回配付資料	
					後日配付します	

健康福祉	健康	031 - 069	消化器検診		第1回配付資料
		031 - 071	婦人科検診		第1回配付資料
		031 - 072	人間ドック(対象者)		第1回配付資料
		031 - 072	人間ドック(委託料)		第1回配付資料
		031 - 072	人間ドック(自己負担金)		第1回配付資料
		031 - 125	高齢者インフルエンザ予防接種事業	9	
	福祉 (12)	032 - 020	社会福祉協議会運営費等補助事業		第1回配付資料
		032 - 033	重度障害者介護者激励金支給事業		第1回配付資料
		032 - 034	重度障害者介護者激励金品支給事業(単独)		第1回配付資料
		032 - 035	せきずい損傷者福祉手当支給事業	10	
		032 - 036	重度心身障害児養育手当支給事業(独自事業)		第1回配付資料
		032 - 036	重度心身障害児養育手当支給事業(特別児童手当非該当特例)		第1回配付資料
		032 - 064	紙おむつ支給事業		第1回配付資料
		032 - 070	福祉タクシー券助成事業		第1回配付資料
		032 - 071	福祉ガソリン券助成事業		第1回配付資料
		033 - 302	高齢者長寿祝品等伝達事業		第1回配付資料
		033 - 303	敬老事業等補助金交付事業(事業)		第1回配付資料
		033 - 303	敬老事業等補助金交付事業(特養ホームへの補助)		第1回配付資料
		高齢者福祉 (8)	033 - 025	外出に対する支援サービス	
	033 - 026		高齢者福祉タクシーの助成		第1回配付資料
	033 - 041		寝たきり老人紙おむつ支給		第1回配付資料
	033 - 048		寝たきり老人等介護者激励金支給		第1回配付資料
	033 - 068		低所得者利用者負担減免		第1回配付資料
	033 - 210		介護保険料軽減課・更正		第1回配付資料
	033 - 211		介護保険料減免(該当要件)	11	
	033 - 211		介護保険料減免(生活困窮者の独自減免)	11	
	社会児童 (7)	034 - 013	認可保育所(公立)管理運営事業		第1回配付資料
		034 - 029	保育料		第1回配付資料
		034 - 041	集団保育児童館		第1回配付資料
		034 - 043	放課後児童対策事業		第1回配付資料

健康福祉	社会児童	034 - 060	遺児教育手当支給事業		説明資料なし
		034 - 062	誕生祝金		説明資料なし
		034 - 063	小規模災害の一時扶助		第1回配付資料
教育 (22)	管理・学校教育 (11)	081 - 1224	私立高等学校生徒学費補助金(本体事業)		第1回配付資料
		081 - 1224	私立高等学校生徒学費補助金(朝日村の通学費補助)		第1回配付資料
		081 - 1231	育英奨学金貸付等事業		第1回配付資料
		081 - 1236	新入学児童ランドセル贈呈事業		説明資料なし
		081 - 2201	スクールバス運行管理事務		第1回配付資料
		081 - 2202	通学対策費補助金交付事務		第1回配付資料
		081 - 2206	体育文化活動奨励費補助金交付事務		第1回配付資料
		081 - 2207	国際理解教育関係業務(A L T配置形態)		第1回配付資料
		081 - 2208	学校支援職員配置・派遣関係業務		第1回配付資料
		081 - 2408	幼稚園就園		第1回配付資料
		081 - 2601	給食の状況		第1回配付資料
		社会教育 (7)	082 - 027	地域社会教育活動振興	
	082 - 063		中央公民館管理運営事業		第1回配付資料
	082 - 072		地区公民館管理運営事業		第1回配付資料
	082 - 073		地区公民館運営委託事業		第1回配付資料
	082 - 083		自治公民館等		第1回配付資料
	082 - 084		図書館管理運営事業(本館分館・図書館協議会)		第1回配付資料
	082 - 084		図書館管理運営事業(利用者サービス)		第1回配付資料
	スポーツ (4)	083 - 047	体育施設使用料(割増対象)		第1回配付資料
		083 - 047	体育施設使用料(料金体系)		第1回配付資料
083 - 048		体育施設使用料の減免(対象者)		第1回配付資料	
083 - 048		体育施設使用料の減免(基準率)		第1回配付資料	

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	住民生活	分科会名	生活	大項目	住民生活	中項目	住民生活	小項目	コミュニティ	細項目	設置状況、管理運営	
管理番号	022 - 016 -			合併協定項目				ランク	A			
課題・問題点				調整方針								
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等	付属機関等	電算システム	該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。				

記載事項	現況							具体的な調整内容
	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町	
事務事業名	郊外地域行政連絡業務委託事業							合併まで調整するもの 経過措置が必要なもの 【3年以内】 従来通り行うもの (内容) ・新市移行後、自治組織のあるべき姿を検討した後に、段階的に検討する
根拠法令等								
事業主体	鶴岡市							業務上の課題 ・鶴岡市のみ、各種証明書交付の取次ぎ等行政連絡業務を郊外地の自治振興会等地元公共的団体に委託している。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 目的:郊外地域の自治振興会等と行政連絡業務委託契約を締結し、市行政の円滑かつ適正な運営と地域住民の利便を図ることを目的とする。 対象者:15地区自治(自治振興・振興)会 事業概要:郊外地域15地区の自治振興会等と委託契約を締結し、地域住民から申請あった諸証明書の受付け、交付等の取次ぎ及び行政と住民の円滑な推進を行う。 事業期間:毎年度 委託料 @2,083千円×6コミ=12,498千円 @3,214千円×9コミ=28,926千円 							
負担割合(国・県・その他)	市10/10							備考
13年度決算額	41,424 千円							
14年度予算額	41,424 千円							

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	住民生活	分科会名	生活	大項目	住民生活	中項目	住民生活	小項目	住民相談	細項目	住民相談事業
管理番号	022-028-			合併協定項目						ランク	B
課題・問題点				調整方針							
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等	付属機関等	電算システム	該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。			

記載事項	現況			具体的な調整内容
	鶴岡市	藤島町	羽黒町	
事務事業名	総合相談窓口設置事業	困りごと相談事業	ふれあい総合相談事業	合併まで調整するもの 経過措置が必要なもの 〔3年以内〕 従来通り行うもの (内容) ・新市移行後も当分の間現行どおりとするが、相談体制の機能強化について検討を行い、段階的に調整する。
根拠法令等	総合相談窓口相談員の勤務要領			
事業主体	鶴岡市	藤島町社会福祉協議会	羽黒町社会福祉協議会	業務上の課題 ・事業主体に相違がある。 ・開設日に相違がある。 ・開設時間に相違がある。 ・開設場所に相違がある。 ・相談員の人員に相違がある。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 目的: 悩み、困り事、苦情など全ての相談に応じ、助言し解決を図る。 対象者: 市民 事業概要: 嘱託職員4名が日曜祭日を除く毎日、相談室に常駐し相談に当る。(9時～16時開設) 13年度の相談件数2,620件 事業期間: 通年 	<ul style="list-style-type: none"> 目的: 日常的な困りごとを相談することを目的に社会福祉協議会に委託 対象者: 町民各層 事業概要 毎週金曜日午後1時30分～4時30分 老人福祉センター相談室にて対応 藤島町生活相談員として、人権擁護委員3名、司法書士1名、保護司1名、民生児童委員1名を委嘱 法律関係相談 毎月第1週の金曜日 人権関係相談 毎月第2週の金曜日 教育関係相談 毎月第3週の金曜日 一般生活相談 毎月第4・5週の金曜日 生活相談所総会年1回 年2回相談員の研修会を開催 (県主催による研修会に全相談員参加) 	<ul style="list-style-type: none"> 目的: 相談を通じて見出された住民が抱える生活上の問題を、各種の福祉サービスの提供や専門機関等との連携により、解決にむけた柔軟な対応をしていく。 対象者: 基本的には町民が対象ですが、町外からの相談者にも対応する。 事業概要: 一般相談 火曜日 10時～15時 老人福祉センター相談室 一般相談員が対応 常設相談 月～金曜日 8時30分～17時 社協職員が対応(時間外の対応もあり) 専門相談 一般、常設相談に専門的な相談がある時、専門相談員と連携をとる。 特設専門相談 法律、人権、保健福祉等の特設相談日を設ける。 (相談員)一般相談員6名、専門相談員8人(法律1、保健福祉2、障害3、子育て2) (13年度実績)一般29、常設65、専門相談5、特設人権102 計201件 一般相談員業務打合せ、相談員研修会、 事業期間 通年 	
負担割合(国・県・その他)	市10/10		ふれあいのまちづくり事業補助金 県2/3 町1/3	備考
13年度決算額	6,383,515円	274千円	200千円	
14年度予算額	6,380千円	301千円	250千円	

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	住民生活	分科会名	生活	大項目	住民生活	中項目	住民生活	小項目	住民相談	細項目	住民相談事業
管理番号	022-028-			合併協定項目					ランク	B	
課題・問題点				調整方針							
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等	付属機関等	電算システム	該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。			

記載事項	現			況			具体的な調整内容
	櫛引町	三川町	朝日村	温海町			
事務事業名		心配ごと相談事業		生活相談事業			合併まで調整するもの 経過措置が必要なもの 【3年以内】 従来通り行うもの (内容) ・新市移行後も当分の間現行どおりとするが、相談体制の機能強化について検討を行い、段階的に調整する。
根拠法令等				人権擁護委員法			
事業主体		三川町(15年度より)		社会福祉協議会			業務上の課題 ・事業主体に相違がある。 ・開設日に相違がある。 ・開設時間に相違がある。 ・開設場所に相違がある。 ・相談員の人員に相違がある。
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> 目的: 地域住民の日常における諸種の心配ごとや生活上のあらゆる相談に応じ、必要な助言指導を行い、特に高齢者等に対する身近な相談支援体制を確立するとともに地域住民の福祉向上を図る。 対象者: 町民(実態としては、高齢者が多い。) 事業概要: 実施内容 社会福祉センターに相談所を設置し、月2回、10時から15時まで開所する。相談員は2名。そのほか特別相談日を設け、その際は、弁護士を依頼する。年1回。 実施方法 三川町社会福祉協議会に事業委託。 利用者負担 無料 		<ul style="list-style-type: none"> 目的: 日常生活上のあらゆる相談に応じ、相談者が抱える悩みの解決を図る。 対象者: 町民 生活相談所相談員として、人権擁護委員5名、行政相談員1名、民生児童委員2名を委嘱 事業概要: 社会福祉協議会に委託 月1回ふれあいセンターと地区公民館を会場に相談所開設(午後1時から3時まで) 多様化する相談に応じるため各種研修会に参加するとともに、弁護士の協力を得て年2回相談員研修会を開催し、相談員の資質の向上と相談機能の充実を図る。 平成14年度から介護予防生活支援事業補助金(高齢者地域支援対策整備評価事業)を適用 事業期間 通年 		業務の形態 窓口部門・管理部門・施策部門	
負担割合(国・県・その他)		介護予防・生活支援事業費補助金(高齢者地域支援体制整備・評価事業中、高齢者等に対する身近な相談支援体制の確立のための事業) 国1/2、県1/4、町1/4		町委託金 262千円 (国県3/4 196千円、町1/4 66千円)			備考
13年度決算額		422千円(社会福祉協議会予算)		200千円			
14年度予算額		14年度予算: 320千円(社会福祉協議会予算その他 : 町が事業主体として実施するのは15年度からで、本表には(決算・予算を除く。)15年度の予定を記載した。		262千円			

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	住民生活	分科会名	生活	大項目	住民生活	中項目	住民生活	小項目	消費者保護	細項目	消費者保護事業
管理番号	022-030-			合併協定項目						ランク	B
課題・問題点				調整方針							
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等	付属機関等	電算システム	該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。			

記載事項	現況			具体的な調整内容
	鶴岡市	藤島町	羽黒町	
事務事業名	消費生活センター設置事業	消費者保護・相談事務	消費者相談窓口業務	合併まで調整するもの 経過措置が必要なもの 【3年以内】 従来通り行うもの (内容) ・新市移行後も当分の間現行どおりとするが、消費生活センター相談体制の機能強化について検討を行い、段階的に調整する。
根拠法令等	消費生活相談所開設要綱			
事業主体	鶴岡市	藤島町	羽黒町	業務上の課題 ・常設の消費生活センターを設置しているのは鶴岡市のみであり、6町村では設置していない。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 目的:市民の消費生活は、経済の進展に伴い複雑多様化し、様々な面で問題が露呈しているため、消費生活センターを設置し、相談員を委嘱して消費生活に係る相談に対応し、市民生活の安定に資する。 対象者:市民及び市内に勤務する者 事業概要:消費生活相談(苦情・問合せ)、消費者被害未然防止のための啓発、情報提供。 国民生活センターと「PIO - NET」というオンラインで結び、この「PIO - NET」に入力されている消費者からの相談情報、被害情報等のデータを分析・加工して、消費者被害の未然防止、拡大防止のための情報を受けており、相談者に対して情報提供が可能となっている。 相談件数:509件(平成13年度) 事業期間:通年 	<ul style="list-style-type: none"> 目的:消費者保護のため、消費者相談を実施。 対象者:町民一般 事業概要:町民より悪徳商法や訪問販売等のトラブル・苦情相談などを、消費者センターと連絡調整しながら実施。 事業期間:通年 	<ul style="list-style-type: none"> 目的:藤島町に同じ 対象者:町内在住者及び近隣市町村在住者 事業概要:藤島町に同じ 事業期間:通年 	
負担割合(国・県・その他)	県1/4、市3/4			備考
13年度決算額	2,424千円			町10/10 3千円(旅費)
14年度予算額	2,401千円			3千円(旅費)

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	住民生活	分科会名	生活	大項目	住民生活	中項目	住民生活	小項目	消費者保護	細項目	消費者保護事業
管理番号	022-030-			合併協定項目						ランク	B
課題・問題点				調整方針							
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等	付属機関等	電算システム	該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。			

記載事項	現			況		具体的な調整内容
	櫛引町	三川町	朝日村	朝日村	温海町	
事務事業名		消費者啓発事業	消費者保護情報提供事業		消費者生活相談受付事業	合併まで調整するもの 経過措置が必要なもの 【3年以内】 従来通り行うもの (内容) ・新市移行後も当分の間現行どおりとするが、消費生活センター相談体制の機能強化について検討を行い、段階的に調整する。
根拠法令等		消費生活推進員設置要綱	消費者保護基本法			
事業主体		三川町	朝日村		温海町	業務上の課題 ・常設の消費生活センターを設置しているのは鶴岡市のみであり、6町村では設置していない。
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> 目的: 藤島町に同じ 対象者: 藤島町に同じ 事業概要: 藤島町に同じ 事業期間: 通年 	<ul style="list-style-type: none"> 目的: 藤島町に同じ 対象者: 藤島町に同じ 事業概要: 藤島町に同じ 事業期間: 通年 		<ul style="list-style-type: none"> 目的: 藤島町に同じ 対象者: 藤島町に同じ 事業概要: 藤島町に同じ <p>H13年度の相談件数 4件 H14年度の相談件数 4件(2月10日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業期間 通年 	
負担割合(国・県・その他)		町10/10	村10/10		町10/10	備考
13年度決算額		163千円			予算措置はありません。	
14年度予算額		181千円				

合併協議会 第二小委員会

健康福祉専門部会 健康分科会 説明資料

様式 4 及び 付属説明資料 を元に、その概要を以下にまとめました。

管理	番号	事務事業名	説 明
031	002	妊婦健康診査 (別紙 1)	一般健診では大きな相違はないが、超音波検査の受診券発行にあたり、対象妊婦、支給枚数等に市町村間で相違がある。鶴岡市の例を基本に調整することとしており、櫛引町でサービスが低下するが、その他町村では年齢制限がなくなり全妊婦対象に増枚となるなど、サービスが向上する。
031	014 ~ 019	乳幼児健康診査事業 (別紙 2)	乳児健診では、4 か月健診を全市町村で共通して実施しているが、それ以外では、7 か月健診を 4 市町村で実施、朝日ではさらに 9 か月児、1 才児を対象に、櫛引、三川でもそのいずれかを 4 か月健診と同時に行っている。このように町村では対象年齢児が少ないため複式健診で実施するなど、その実施内容に大きな相違がある。 健診には専門医の診察は不可欠であり、現在小児科医師の確保が厳しい状況にあることから、健診回数を調整する必要があり、鶴岡の例を基本に 4 か月、7 か月健診を実施する方向で調整することとし、幼児健診までの間に、新たに 1 歳児健康教室を開催することで調整する。 幼児健診では市町村に相違がなく、1.6 歳児、3 歳児健診として統一実施する。
031	037 ~ 041	予防接種事業 (別紙 3)	乳幼児、児童を対象に、集団接種と個別接種による予防接種を実施しているが、麻しん(はしか)、風しん(三日はしか)、日本脳炎で 3 市町が自己負担を徴収している。少子化対策の 1 つとして全国的に無料化が進んでおり、無料化で統一し接種率向上を図るように調整をする。
031	125	高齢者インフルエンザ 予防接種事業 (別紙 4)	委託料、減免対象者、減免手続き等に相違があり、鶴岡市の例を基本に合併までに調整することとしている。

別紙1

妊婦健康診査

(031-002の別紙)

		鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町
受診券枚数	対象数	870	100	80	60	第1子:29 第2子:19 第3子:15	30	70
	前期(1回目)	1枚	1枚	1枚	1枚	1枚	1枚	1枚
	後期(2回目)	1枚	1枚	1枚	1枚	1枚	1枚 (精検1回)	1枚
	超音波検査	全妊婦2枚	35歳以上1枚	35歳以上1枚	全妊婦3枚	各1枚、2枚、3枚	35歳以上1枚	35歳以上1枚
一般健診 検査項目	(前期:1回目)	<ul style="list-style-type: none"> ・尿検査 糖・蛋白 ・血液検査 血色素(貧血) 血小板数 ABO型 抗RH因子 ・梅毒血清反応 TPHA ・HCV抗体 ・ATL ・不規則抗体 ・HBs抗原 ・血压 ・体重 ・所見(浮腫など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・尿検査 糖・蛋白・ケトン体 ・血液検査 血色素(貧血) 血小板数 なし 抗RH因子 ・梅毒血清反応 TPHA なし なし なし ・HBs抗原 ・血压 ・体重 ・所見(浮腫など) 	"	"	"	"	"
	(後期:2回目)	<ul style="list-style-type: none"> ・尿検査 糖・蛋白 ・血液検査 血色素(貧血) 血小板数 ・血压 ・体重 ・所見(浮腫など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・尿検査 糖・蛋白・ケトン体 ・血液検査 血色素(貧血) 血小板数 ・抗RH因子 ・TPHA ・血压・体重・所見 	"	"	"	"	"
委託機関		鶴岡地区医師会	県医師会	"	"	"	"	"
委託料	前期(1回目)	10,910円	6,950円	"	"	"	"	"
	後期(2回目)	2,710円	6,570円	"	"	"	"	"
	超音波検査	1回5,500円	1回5,500円	"	"	"	"	"

* HCV: C型肝炎ウイルス抗体の有無、 ATL: 成人T細胞白血病、 HBs: B型肝炎ウイルス陽性の有無

* 鶴岡市の検査項目は、H15年度より改定。H14年度までは他町村と同じ。検査項目の改定により前期・後期合計額13,620円から13,520円に100円増。H16年度または合併時に鶴岡市と同じ検査項目にする方向で調整する。

別紙2

乳幼児健康診査実施状況

(031-014~017の別紙)

実施:

未実施:×

乳児健診	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町	
4か月児健康診査	4か月健診単独実施	4か月健診単独実施	9か月児同時実施	7か月、1歳児同時実施	7か月、9か月児同時実施	7か月、9か月、1歳児同時実施	9か月児同時実施	
	年間回数	24回	6	6	12	12	12	6
	1回平均来所人数	38人	18	12	7	6	3	13
	児数	912人	108	72	84	72	36	78
7か月児健康診査	×	×	×	×	×	×	×	
	単独実施 年間24回 一回平均39人	健康相談、健康教育 として実施		4か月、1歳児健診同時実施	4か月、9か月児健診同時実施	4か月、9か月、1歳児健診同時実施		
9か月児健康診査	×	×		×				
			4か月児健診同時実施		4か月、7か月児健診同時実施	4か月、7か月、1歳児健診同時実施	4か月児健診同時実施	
1歳児健康診査	×	×	×		×		×	
				4か月、7か月児健診同時実施		4か月、7か月、9か月健診同時実施		

(031-018~019の別紙)

幼児健診	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町	
1.6歳児健康診査								
	年間回数	24回	6	4	4	3	4	4
	1回平均来所人数	38人	17	19	16	16	14	18
3才児健康診査								
	年間回数	24回	4	4	4	4	2	4
	1回平均来所人数	38人	29	20	19	19	23	23
	児数	912人	116	80	76	76	46	92

別紙3

予防接種 (031 - 037・039の別紙)
(集団接種)

BCG予防接種	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町
対象者	生後3か月以上・4歳未満						
年間回数	14回 (4・5・10・11月)	3回 (5・10・2月)	2回 (6・11月)	3回 (6・10・2月)	3回 (4・7・12月)	2回 (春・秋)	5回 (4~7月3回) (11月2回)
年間対象人数(H13)	942人	124人	111人	104人	76人	44人	71人
1回の平均来所者数	68人	42人	56人	35人	26人	22人	15人
ポリオ予防接種							
対象者	生後3か月以上7歳6か月未満						
年間回数	24回	4回	4回	4回	4回	2回	4回
年間対象人数(H13)	春季844人 秋季1,005人	春季129人 秋季118人	春季102人 秋季105人	春季79人 秋季91人	春季75人 秋季79人	春季59人 秋季46人	春季72人 秋季72人
1回の平均来所者数	春季71人 秋季84人	春季65人 秋季59人	春季51人 秋季53人	春季40人 秋季46人	春季38人 秋季40人	春季59人 秋季46人	春季36人 秋季36人

(個別接種)

(031 - 041の別紙)

三種混合	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町
対象者	生後3か月以上・7歳6か月未満						
年間対象人数(H13)	3,638人	413人	664人	303人	186人	239人	277人
年間接種者数(H13)	4,091人	390人	323人	277人	196人	148人	289人
委託医療機関数	25	13	14	15	13	14	12
委託料	1期初回2,300円 1期追加3,890円	1期初回2,300円 1期追加3,890円	1期初回2,300円 1期追加3,890円	1期初回2,300円 1期追加3,890円	1期初回2,300円 1期追加3,890円	1期初回2,300円 1期追加3,890円	1期初回2,300円 1期追加3,890円
自己負担金	無料						
麻しん予防接種	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町
対象者	生後1歳以上・7歳6か月未満						
年間対象人数(H13)	919人	95人	204人	142人	96人	65人	86人
年間接種者数(H13)	1,044人	109人	88人	50人	55人	56人	84人
委託医療機関数	25	13	14	15	13	14	12
自己負担金	1,000円	無料	1,000円	無料	無料	無料	1,400円
風しん予防接種							
対象者	生後1歳以上・7歳6か月未満						
年間対象人数(H13)	915人			203人	146人	95人	
年間接種者数(H13)	1,044人	112人	139人	59人	60人	56人	61人
委託医療機関数	25	13	14	15	13	14	12
自己負担金	1,000円	無料	1,000円	無料	1,000円	無料	1,400円

別紙4

高齢者インフルエンザ予防接種

(031 - 125の別紙)

平成14年度	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町
対象者数	24,153	3,345	2,708	2,277	2,194	1,744	3,369
65歳以上の者の数	24,101	3,343	2,701	2,269	2,192	1,744	3,366
障害を有する者	52	2	7	8	2		3
接種者数	13,321	1,893	1,181	1,412	1,266	1,035	1,994
65歳以上の者の数	13,317	1,893	1,181	1,406	1,266	1,035	1,993
障害を有するもの	4	0		6			1.0
接種率	55.1	56.6	43.6	62.0	57.7	59.3	59.2
65歳以上者	55.3	56.6	43.7	62.0	57.8	59.3	59.2
障害を有する者	7.7	0	0	75.0	0		33.3
減免対象者	生活保護者 市民税非課税世帯	生活保護者	生活保護者	生活保護者	生活保護者	生活保護者	生活保護者
減免規定	実施要綱	実施要綱	実施要綱	実施要綱	実施要綱	実施要綱	実施要綱
減免者数	119	9	4	7	4	1	5
減免申請の有無	有	無(医療機関からの 事前確認にて)	無(対象者に通知)	無(対象者に通知)	無(対象者に通知)	有	有
委託料	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,000
予算額	22,783,000	2,810,000	1,800,000	2,270,000	1,935,000	1,444,000	2,000,300
接種期間	10/1～1/31	10/1～1/31	10/1～12/31	10/1～12/31	10/1～1/31	10/1～1/31	10/1～1/31

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	健康福祉専門部会	分科会名	福祉分科会	大項目	健康福祉	中項目	障害者福祉	小項目	医療・手当	細項目	せきずい損傷者福祉手当支給	
管理番号	032 - 035 -			合併協定項目				ランク	A			
課題・問題点				調整方針								
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等	付属機関等	電算システム	該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。				

記載事項	現況							具体的な調整内容
	鶴岡市	藤島町	羽黒町	榑引町	三川町	朝日村	温海町	
事務事業名	せきずい損傷者福祉手当支給事業	藤島町脊髄損傷（児）者介護手当支給事業		せきずい損傷者介護者激励金				合併まで調整するもの 経過措置が必要なもの 従来通り行うもの (内容) 経過期間中に鶴岡市の例を基本に調整する。
根拠法令等	鶴岡市せきずい損傷者福祉手当支給要綱	藤島町脊髄損傷（児）者介護手当支給条例		榑引町重度心身障害者介護手当支給条例				
事業主体	鶴岡市	藤島町		榑引町				
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・目的 せきずい損傷者がその障害ゆえに負っている負担を軽減する一助として、常時介護をしている者に手当を支給する。 ・対象者 身体障害者手帳1・2級を所持し、日常生活において常時介護を必要とする満20歳以上のせきずい損傷者を介護している者。 ・実施内容 上記の対象者に対し、手当を支給する。 ・実施方法 4・8・12月に、13,610円×4ヶ月分を支給。 ・事業実績 対象者数・8名 総支給額・1,306,560円 ・事業期間 通年 	<ul style="list-style-type: none"> ・目的 脊髄損傷（児）者を常時介護をしている者に手当を支給することにより、脊髄損傷（児）者の福祉の増進を図る。 ・対象者 脊髄損傷が主たる原因として医療機関から日常生活に介護の必要が認められた6歳以上の者を介護している者。 ・実施内容 上記の対象者に対し、手当を支給する。 ・実施方法 7・11・3月に、12,000円×4ヶ月分を支給。 ・事業実績 対象者数・3名 総支給額 432,000円 ・事業期間 通年 		<ul style="list-style-type: none"> ・目的 脊髄損傷者を在宅で長期にわたり介護している家族の労をねぎらうために激励金を支給し、障害者の福祉の向上を図る。 ・対象者 在宅で全面介助の重度心身障害者（満20歳以上65歳未満で要介護認定4・5を受けていない者）を介護している者 ・実施内容 身体障害者手帳1～2級を所持し、生活の全てにおいて介護を要するせきずい損傷者を在宅で3ヵ月以上継続して介護している者に月額10,000円を年2回支給する。 ・事業実績 件数5件、 支給金額120,000円 事務費100円 ・事業期間 10月と翌年の4月が支給時期 				業務上の課題 支給額、対象者に相違がある。 (鶴岡、藤島、榑引) 鶴岡 13,610円×12月=163,320円 藤島 12,000円×12月=144,000円 榑引 10,000円×12月=120,000円 業務の形態 窓口部門・管理部門・ 施策部門
負担割合(国・県・その他)	市10/10	町10/10		県40%、町60%				備考
13年度決算額	1,306千円	420千円		600千円				
14年度予算額	1,307千円	432千円		600千円				

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	健康福祉専門部会	分科会名	高齢者福祉分科会	大項目	健康福祉	中項目	介護保険	小項目	保険料	細項目	介護保険料 減免	
管理番号	033 - 211 - 001			合併協定項目				ランク	A			
課題・問題点				調整方針								
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等	付属機関等	電算システム	該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。				

記載事項	現		況														
	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町													
事務事業名	介護保険料減免事務		介護保険料減免事務														
根拠法令等	鶴岡市介護保険料の減免に関する取扱要綱		藤島町介護保険条例第16条														
事業主体	鶴岡市		藤島町														
事業概要	<p>1. 事務通称 介護保険料減免事務</p> <p>2. 目的 生活困窮者に対し、保険料負担の軽減措置を設け、介護保険制度の円滑かつ公平な運営を保つ</p> <p>3. 対象者 第1号被保険者の内、生活困窮者 100名</p> <p>4. 事業概要 介護保険法で定める災害等による減免の他、市独自減免を設け、生活困窮者の保険料減免を実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>減免の種別</th> <th>減免の割合</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害等の特別な事情により負担が困難な者</td> <td>前年と比較して収入が減少した割合や、損害の程度に応じ、保険料の10分の1～10の額を減額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保険料非段階が第1段階と第2段階の者の内、生活困窮者で他に援助を受けられない者</td> <td>第1段階の保険料の方は、半額を減額 第2段階の保険料の方は、1/3を減額</td> <td>市独自減免(下記の6項目をすべて満たす者) 市民税が非課税の世帯であること 市民税課税者の扶養等を受けていないこと 特別養護老人ホームや介護老人ホームに入所していないこと 生活保護を受けていないこと 生活のために活用できる資産、預貯金がないこと 世帯全員の収入が少ないこと</td> </tr> </tbody> </table> <p>5. 事業期間 申請に基づき随時(市独自減免の実績。現在、災害、失業者による減免の実績はない) 6月から7月にかけて、制度周知をおこなう為、その時期に申請が集中する</p>		減免の種別	減免の割合	備考	災害等の特別な事情により負担が困難な者	前年と比較して収入が減少した割合や、損害の程度に応じ、保険料の10分の1～10の額を減額		保険料非段階が第1段階と第2段階の者の内、生活困窮者で他に援助を受けられない者	第1段階の保険料の方は、半額を減額 第2段階の保険料の方は、1/3を減額	市独自減免(下記の6項目をすべて満たす者) 市民税が非課税の世帯であること 市民税課税者の扶養等を受けていないこと 特別養護老人ホームや介護老人ホームに入所していないこと 生活保護を受けていないこと 生活のために活用できる資産、預貯金がないこと 世帯全員の収入が少ないこと	<p>1. 事務通称 鶴岡市に同じ</p> <p>2. 目的 鶴岡市に同じ</p> <p>3. 対象者 第1号被保険者の内、該当者 1名</p> <p>4. 事業概要 介護保険法で定める災害等による減免</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>減免の種別</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生計中心者が災害・死亡・障害・長期入院・事業の廃止等の特別な事情により負担が困難な者</td> <td>内容に応じ10/10まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>現在、山岳遭難者1名について、全額減免をおこなっている</p> <p>5. 事業期間 申請に基づき随時(7月)</p>		減免の種別	減免の割合	生計中心者が災害・死亡・障害・長期入院・事業の廃止等の特別な事情により負担が困難な者	内容に応じ10/10まで
減免の種別	減免の割合	備考															
災害等の特別な事情により負担が困難な者	前年と比較して収入が減少した割合や、損害の程度に応じ、保険料の10分の1～10の額を減額																
保険料非段階が第1段階と第2段階の者の内、生活困窮者で他に援助を受けられない者	第1段階の保険料の方は、半額を減額 第2段階の保険料の方は、1/3を減額	市独自減免(下記の6項目をすべて満たす者) 市民税が非課税の世帯であること 市民税課税者の扶養等を受けていないこと 特別養護老人ホームや介護老人ホームに入所していないこと 生活保護を受けていないこと 生活のために活用できる資産、預貯金がないこと 世帯全員の収入が少ないこと															
減免の種別	減免の割合																
生計中心者が災害・死亡・障害・長期入院・事業の廃止等の特別な事情により負担が困難な者	内容に応じ10/10まで																
負担割合(国・県・その他)	市町村単独		鶴岡市に同じ														
13年度決算額	歳入減額 459千円		歳入減額 17,415円														
14年度予算額	歳入減額 1,000千円		歳入減額 23,220円														
			歳入減額 14,630円														
			歳入減額 24,840円														
			歳入減額 0円														
			歳入減額 0円														

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	健康福祉専門部会	分科会名	高齢者福祉分科会	大項目	健康福祉	中項目	介護保険	小項目	保険料	細項目	介護保険料 減免
管理番号	033 - 211 - 002			合併協定項目						ランク	A
課題・問題点				調整方針							
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等	付属機関等	電算システム	該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。			

記載事項	現			況			具体的な調整内容															
	三川町	朝日村	温海町	三川町	朝日村	温海町																
事務事業名	介護保険料減免事務			介護保険料減免事務			合併まで調整するもの <法定減免> 経過措置が必要なもの(1年) <独自減免> 従来通り行うもの (内容)															
根拠法令等	三川町介護保険条例第11条			朝日村介護保険条例第10条																		
事業主体	三川町			朝日村																		
事業概要	<p>1. 事務通称 鶴岡市に同じ</p> <p>2. 目的 法令で定められたものに対し(生活困窮者・低所得者は対象としていない)、保険料負担の軽減 措置を設け、介護保険制度の円滑かつ公平な運営を保つ</p> <p>3. 対象者 第1号被保険者の内、災害の被災等による生活困窮者</p> <p>4. 事業概要 介護保険法で定める災害等による減免</p> <table border="1" style="width:100%"> <tr> <th>減免の種類</th> <th>減免の割合</th> </tr> <tr> <td>災害等の特別な事情により負担が困難な者</td> <td>基準等を定めていない。</td> </tr> </table> <p>5. 事業期間 申請に基づき随時、特に制度周知はしていない。</p>			減免の種類	減免の割合	災害等の特別な事情により負担が困難な者	基準等を定めていない。	<p>1. 事務通称 鶴岡市に同じ</p> <p>2. 目的 鶴岡市に同じ</p> <p>3. 対象者 第1号被保険者の内、災害等特別な事情で保険料を収めるのが困難な方</p> <p>4. 事業概要 介護保険法で定める災害等による減免</p> <table border="1" style="width:100%"> <tr> <th>減免の種類</th> <th>減免の割合</th> </tr> <tr> <td>災害等の特別な事情により負担が困難な者</td> <td>前年と比較して収入が減少した割合や、損害の程度に応じ、保険料の10分の1～10の額を減額</td> </tr> </table> <p>5. 事業期間 申請に基づき随時</p>			減免の種類	減免の割合	災害等の特別な事情により負担が困難な者	前年と比較して収入が減少した割合や、損害の程度に応じ、保険料の10分の1～10の額を減額	<p>1. 事務通称 鶴岡市に同じ</p> <p>2. 目的 鶴岡市に同じ</p> <p>3. 対象者 第1号被保険者の内、災害の被災等による生活困窮者</p> <p>4. 事業概要 介護保険法で定める災害等による減免</p> <table border="1" style="width:100%"> <tr> <th>減免の種類</th> <th>減免の割合</th> </tr> <tr> <td>介護保険法で定める災害等による減免</td> <td>規則により減免基準については別に定める</td> </tr> </table> <p>5. 事業期間 申請に基づき随時</p>			減免の種類	減免の割合	介護保険法で定める災害等による減免	規則により減免基準については別に定める	<p>法定減免は、鶴岡市の例を基本に、合併までに調整する 現在該当している者は少なく、全体への影響は小さい。</p> <p>生活困窮者の独自減免は、鶴岡市の例を基本に調整する 町村についても、生活困窮者への独自減免を適用する。 減免に該当した場合の減免率 ・保険料第1段階の者 1/2 ・保険料第2段階の者 1/3</p>
減免の種類	減免の割合																					
災害等の特別な事情により負担が困難な者	基準等を定めていない。																					
減免の種類	減免の割合																					
災害等の特別な事情により負担が困難な者	前年と比較して収入が減少した割合や、損害の程度に応じ、保険料の10分の1～10の額を減額																					
減免の種類	減免の割合																					
介護保険法で定める災害等による減免	規則により減免基準については別に定める																					
負担割合(国・県・その他)	鶴岡市に同じ			鶴岡市に同じ			業務上の課題															
13年度決算額	歳入減額 0円			歳入減額 0円			<ul style="list-style-type: none"> ・法定減免は統一されているが、該当要件の詳細については、差違が発生する ・生活困窮者の独自減免については、鶴岡市のみが実施している 															
14年度予算額	歳入減額 0円			歳入減額 0円			業務の形態 窓口部門・管理部門・施策部門															
							備考															